

草津市公報

発行日 令和4年10月1日
(毎月1・15日発行)
発行番号 第17号
発行所 草津市役所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(077-563-1234)

◇◇◇目 次◇◇◇

◎ 条 例

- 草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（職員課） 1
草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（職員課） 2

◎ 告 示

- 草津PAと連携した拠点整備基本構想策定検討会開催要綱の一部を改正する要綱（都市地域戦略課） 3
草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する
要綱に基づく事業廃止の届出について（介護保険課） 3
介護保険法第82条第2項の規定に基づく事業廃止の届出について（介護保険課） 4
公示送達について（税務課） 4
草津市不育症治療費助成金交付要綱の一部を改正する要綱（子育て相談センター） 5

◎ 公 告

- 条件付一般競争入札の施行について（契約検査課） 6
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 9
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 10
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 10
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 11

条 例

草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月13日

草津市長 橋川渉

草津市条例第21号

草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

草津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年草津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「その養育する子」の右に「（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）」を、「1歳6か月に達する日」の右に「（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）」を加え、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業を取得しようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、または当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日または当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日」を「1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイおよびウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合またはこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合またはこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地

方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分中「ため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次のいずれにも該当するとき」を「非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号および第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、またはこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、

「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「当該引き続き採用される日」を「当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の草津市職員の育児休業等に関する条例第3条(第5号に係る部分に限る。)および第11条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

(令和4年9月13日掲示済み)

草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月13日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第22号

草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

草津市職員の退職手当に関する条例(昭和32年草津市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「含む。」の右に「第10条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の右に「(1月間の日数(草津市の休日を定める条例(平成2年草津市条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場

合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)」を加える。

第10条第2項各号列記以外の部分中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令または条例もしくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市職員の退職手当に関する条例第2条第2項および第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

(令和4年9月13日掲示済み)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月2日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正前の草津PAと連携した拠点整備基本構想策定検討会開催要綱の規定により市長が委託した検討会の委員については、なお従前の例による。

(令和4年9月2日掲示済み)

草津市告示第259号

草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第8条第2項に基づき事業の廃止届出があったので、同要綱第9条の規定に基づき告示する。

令和4年9月2日

草津市長 橋川 渉

告 示

草津市告示第258号

草津PAと連携した拠点整備基本構想策定検討会開催要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年9月2日

草津市長 橋川 渉

草津PAと連携した拠点整備基本構想策定検討会開催要綱の一部を改正する要綱

草津PAと連携した拠点整備基本構想策定検討会開催要綱（令和4年草津市告示第241号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

草津PAと連携した滋賀県南部エリア活性化基本構想策定検討会開催要綱

第1条中「草津PAと連携した拠点整備基本構想」を「草津PAと連携した滋賀県南部エリア活性化基本構想」に改める。

付 則

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称および 主たる事務所の所在 地 | 代表者の氏名 と住所 | サービスの種類 | 指定廃止 年月日 | 事業所番号 |
|-----------------|----------------------|--------------------------------|------------------------------------|-----------------|---------------|------------|
| デイサービス りんく草津 | 滋賀県草津市草 津3丁目10-45 | 有限会社リンク滋賀 滋賀県草津3丁目 10-45 | 代表取締役 高瀬雅夫 滋賀県草津3 丁目10-45 | 介護予防型デイ サービス | 令和4年 9月30日 | 2570600243 |

(令和4年9月2日掲示済み)

草津市告示第260号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき事業の廃止届出があったので、同法第85条の規定に基づき告示する。

令和4年9月2日

草津市長 橋川涉

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称および 主たる事務所の所在 地 | 代表者の氏名 と住所 | サービスの種類 | 指定廃止 年月日 | 事業所番号 |
|------------------------|----------------------|--------------------------------|------------------------------------|---------|---------------|------------|
| りんく草津居 宅介護支援事 業所 | 滋賀県草津市草 津3丁目10-45 | 有限会社リンク滋賀 滋賀県草津3丁目 10-45 | 代表取締役 高瀬雅夫 滋賀県草津3 丁目10-45 | 居宅介護支援 | 令和4年 9月30日 | 2570600243 |

(令和4年9月2日掲示済み)

草津市告示第261号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年9月13日

草津市長 橋川涉

- 1 送達すべき書類
国民健康保険税更正・決定通知書
- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和4年9月20日に送達
があつたものとみなす。

国民健康保険税更正・決定通知書

| 連番 | 発送先宛名 | 発送先住所 | 賦課年度 | 課税年度分 |
|----|----------------|---|-------|-------|
| 1 | KWON IIYEOKMIN | 韓国 | 令和4年度 | 令和4年度 |
| 2 | 竹口 晃人 | 京都府京都市中京区壬生賀陽御所町53番地2 THE BASE 四条大宮 205 | 令和4年度 | 令和4年度 |
| 3 | REN JIESHU | 中国 | 令和4年度 | 令和4年度 |

(令和4年9月13日掲示済み)

草津市告示第262号

草津市不育症治療費助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年9月14日

草津市長 橋川 渉

草津市不育症治療費助成金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市不育症治療費助成金交付要綱（平成24年草津市告示第183号）の一部を次のように改正する。

第1条中「夫婦」の右に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第3条第1項を次のように改める。

助成金の交付を受けることのできる者（以下「助成対象者」という。）は、この要綱に基づく申請を行う時点において夫婦の両方または一方が本市に住所を有し、かつ、夫婦の両方が市税等の滞納がないものとする。ただし、滋賀県不育症検査費用助成実施要綱（以下「県要綱」という。）により助成の対象となる検査に係る費用について、助成を受けようとする者は、県要綱による助成を受けた者とする。

第6条第1項各号列記以外の部分中「（第3号に掲げる書類にあっては、夫および妻が同一世帯でない場合）」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 婚姻関係または事実婚関係に関する申立書（別記様式第5号）

第6条第1項中第4号を削り、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「から第5号まで」を「および第4号」に改める。

別記様式第1号中

- 「3 申請日において発行日から3か月以内の、法律上の婚姻を証明する書類（夫および妻が同一世帯でない場合）
 - 4 法律上の婚姻をしている夫婦の所得の額を証明する書類
 - 5 法律上の婚姻をしている夫婦それぞれの市税等の完納を証明する書類
 - 6 滋賀県不育症検査費用助成検査受験証明書の写し（県要綱による助成を受けた場合に限る。）
 - 7 滋賀県不育症検査費用助成金承認決定通知書の写し（県要綱による助成を受けた場合に限る。）
 - 8 振込先通帳の写し
 - 9 個人番号届出書（別記様式第4号）
- 上記（3・4・5・8）の書類は、既に提出したものと同じですので省略します。」を
- 「3 婚姻関係または事実婚関係に関する申立書（別記様式第5号）
- 4 夫婦それぞれの市税等の完納を証明する書類
- 5 滋賀県不育症検査費用助成検査受験証明書の写し（県要綱による助成を受けた場合

に限る。)

6 滋賀県不育症検査費用助成金承認決定通知書の写し（県要綱による助成を受けた場合に限る。）

7 振込先通帳の写し

8 個人番号届出書（別記様式第4号）

□上記（3・4・7）の書類は、既に提出したものと同じですので省略します。

「住民登録の状況および税務関係資料」を「住民登録の状況」に改める。

別記様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号（第6条第1項第3号関係）

婚姻関係または事実婚関係に関する申立書

草津市長 宛

年 月 日

次の2名については、婚姻関係または事実婚関係にあり、治療の結果出生した子については、認知することを了解しています。

① 不育症治療支援事業申請者の住所および氏名

住所

氏名 (署名または記名押印)

② 不育症治療支援事業申請者の住所および氏名

住所

氏名 (署名または記名押印)

*別世帯になっている理由

(①と②が別世帯となっている場合に記入)

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市不育症治療費助成金交付要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

（令和4年9月14日掲示済み）

公 告

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年9月2日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5041-090
- (2) 工事名 草津グリーンスタジアム人工芝改修工事
- (3) 工事場所 草津市下笠町
- (4) 工事概要 人工芝改修 A=10,040m²
- (5) 工事期間 契約締結日から令和5年7月31日まで

2 予定価格 206,800,000円（税抜き）

3 最低制限価格 設定する。（事後公表）

4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

小浜市多田第11号2番地1

京福コンサルタント株式会社

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
(5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和4年度において体育施設工事部門または舗装工事部門に登録されている者であること。
(6) 上記(5)のうち、次の要件のいずれかを満たすものであること。
ア 体育施設工事部門に登録されており、公告時において、土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業または舗装工事業のいずれかに係る特定建設業の許可を有しており、本社、本店が草津市内にある者であること。
イ 草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和4年度の格付けにおいて、舗装工事部門のAランクとして格付けされている者であること。
ウ 体育施設工事部門に登録があり、公告時において、土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業または舗装工事業のいずれかに係る特定建設業の許可を有し、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において、土木工事、とび・土工工事、鋼構造物工事または舗装工事のうち特定建設業の許可を有しているいづれかの種類の総合評定値（P）が942点以上であること。また、平成24年4月1日以降に国内において、元請として、ロングパイル人工芝の設置に係る工事の施工実績を有すること。
(7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。
ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。
イ 主任技術者は、1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。
ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和4年9月2日午前9時から令和4年10月6日午後5時まで
(2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和4年9月2日午前9時から令和4年9月15日午後5時まで
(2) 受付場所 草津市役所契約検査課
(3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。
E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp
(4) 様式 別紙様式1を用いること。
(5) 回答日・回答方法 令和4年9月22日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和4年10月7日午前9時から令和4年10月11日午後5時まで
(2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。
(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、または舗装工事業のいずれかに係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の1級土木施工管

理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

ク 見積内訳書

ケ 5(6)ウの要件による者は、実績を確認できる資料（工事契約書の写し、工事仕様書の写し、コリングス完了登録にかかる登録内容確認書）も添付すること

(5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。

9 開札

(1) 開札日時 令和4年10月12日 午前9時00分から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

(1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。

(2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

(1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。

(2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

(3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所
草津市総務部契約検査課

14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）および債務負担行為に係る契約の特則により行う。

17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則および債務負担行為に係る契約の特則により行う。

18 部分払 可 草津市建設工事執行規則および債務負担行為に係る契約の特則により行う。

19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

20 議会の議決の要否 要 議会の議決を要する契約であるため、議決を得るまでは仮契約とし、議決を得た後に本契約に移行するものとする。

21 その他必要事項

(1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

(2) 共同企業体での参加は認めない。

(3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。

(4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。

(5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるとき

は、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結(仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点)までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準(平成14年6月1日制定)第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかつたと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

22 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課

電話 077-561-2307 (直通)

(令和4年9月2日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年9月6日

草津市長 橋川 渉

| 開発許可を受けた者の 住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面 積 | 検査済証 | |
|--|----------------|----------------------|--------|------|
| | | | 交付年月日 | 番 号 |
| 栗東市坊袋178番地1 (203号) サンモール 東森 翔太、東森 由喜 | 草津市御倉町字六石1025番 | 371.92m ² | R4.9.6 | 1617 |

(令和4年9月6日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年9月6日

草津市長 橋川渉

| 開発許可を受けた者の 住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面 積 | 検査済証 | |
|--|------------------------|------------------------|--------|------|
| | | | 交付年月日 | 番 号 |
| 草津市青地町1063番地2 光洋運輸産業株式会社 代表取締役 西尾 隆裕 | 草津市青地町字野中1000番4 外6筆 | 2,171.96m ² | R4.9.6 | 1618 |

(令和4年9月6日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年9月6日

草津市長 橋川渉

| 開発許可を受けた者の 住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面 積 | 検査済証 | |
|-----------------------------------|----------------|----------------------|--------|------|
| | | | 交付年月日 | 番 号 |
| 草津市草津町1512番地103 セジュール 土合 博幸 | 草津市芦浦町字西浦771番2 | 260.20m ² | R4.9.6 | 1619 |

(令和4年9月6日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年9月7日

草津市長 橋川渉

| 開発許可を受けた者の 住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面 積 | 検査済証 | |
|---|---------------------------|------------------------|--------|------|
| | | | 交付年月日 | 番 号 |
| 草津市上笠四丁目2番25号 オウミ住宅株式会社 代表取締役 奥本 秀樹 | 草津市野路六丁目字東浦1698 番3 外8筆 | 2,787.24m ² | R4.9.7 | 1620 |

(令和4年9月7日掲示済み)